文書番号

7-5-1

VER. 13

環境マネジメントシステム文書管理要領

改 履	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	平成 10 年 8 月 31 日	制定	平成 22 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 10 月 15 日	全部改訂	平成 26 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 11 月 16 日	一部改訂	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 13 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 15 年 8 月 1 日	一部改訂	令和3年4月1日	一部改訂
	平成 17 年 10 月 1 日	一部改訂		

第1条 趣旨

第2条 用語の定義

第3条 文書の制定・改廃

第4条 システム文書集の編さん及び更新

第 5 条 外部文書

第6条 文書の保存

付 則

規程 内容

板橋 区環境 マネジメント関係文書

文書番号

7-5-1

ページ 1/2

環境マネジメントシステム文書管理要領

(趣旨)

第 1 条 本区における環境マネジメントシステム文書(以下「システ文書」という。)に 関し、板橋区文書管理規程(昭和 59 年板橋区訓令第 1 号)及び各行政委員会 等で同様に制定された文書に関する規程に従って作成及び処理するもののほか、 必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第 2 条 システム文書の種類は、環境マネジメントマニュアルのほか、要綱、要領及び手順書とし、その内容は、次のとおりとする。
- (1) 要綱 組織の設置等のようにシステムの根本となる事項をまとめたもの。
- (2) 要領 職員が事務執行に当たって従うべき事項をまとめたもの。事務の種類によって「基準」、「細則」の名称を用いる。
- (3) 手順書 要領等を受けて事務処理の順序をまとめたもの。
- 2 システム文書の体系は、環境マネジメントマニュアル7.5.1文書類における環境マネジメントシステム文書の体系のとおりとする。

(文書の制定・改廃)

- 第3条 システム文書の制定・改廃の決定は、環境マネジメントマニュアル及び要綱 については環境管理総括者が、要領及び手順書については環境管理責任者が 行う。
- 2 システム文書は、発行責任者が毎年度当初に見直しを行い、妥当性を評価し 必要に応じて改廃する。
- 3 システム文書の制定・改廃については、様式にて行う。

(システム文書の編さん及び更新)

- 第 4 条 システム文書の管理及びシステムの体系的理解に資するため、システム文書集を編さんする。
- 2 システム文書は、環境管理事務局が区ホームページ、庁内LANに掲示し、これ を管理する。
- 3 前項の規定に関わらず、環境管理責任者が必要と認めた者又は施設に対しては、紙面によりシステム文書を配布することができる。
- 4 本条第2項及び第3項に規定する文書を管理対象文書とし、環境管理事務局 等が管理を行う。
- 5 環境管理事務局は、システム文書の制定改廃が発生したときは、組織各層に改 訂箇所が容易に判別できるよう配慮するとともに、速やかかつ確実に各実行部門 において最新文書を参照可能としなければならない。

板橋区環境マネジメント関係文書

文書番号

7-5-1

ページ 2/2

環境マネジメントシステム文書管理要領

6 本条第3項に規定する者又は施設は、文書改定の都度、速やかに加除整理を 行い、常に最新の状態にするよう努めなければならない。

(外部文書)

- 第 5 条 システムの計画及び運用のために必要な外部からの文書を明らかにし、関係する実行部門に送付する。
- 2 外部文書の例は次による。
- (1) 国や東京都等の白書、計画等で、区の環境マネジメントシステムに関連する文書
- (2) 国や東京都から送付された、区の環境マネジメントシステムに関連する指針類
- (3) その他、区の環境マネジメントシステムに関係する文書類

(文書の保存)

- 第6条 システム文書の制定・改廃の決裁文書は、環境管理事務局において5年 間保存する。
- 2 改訂により旧版となったシステム文書は、環境管理事務局で電子媒体により適切に一部保存する。
- 3 環境管理に関する受領文書は、受領後3年間保存する。
 - 付 則 この要領は、平成10年8月31日から施行する。
 - 付 則 この要領は、平成10年10月15日から施行する。
 - 付 則 この要領は、平成10年11月16日から施行する。
 - 付 則 この要領は、平成11年2月1日から施行する。
 - 付 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
 - 付 則 この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。 なお、第 5 条第 2 項に関する規定は、この要領の施行後に

改定されたシステム文書に適用する。

- 付 則 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 付 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式

(7-5-1)第3条関係

環境マネジメントシステム文書の制定・改廃

(年月日施行)

マニュアル
要綱
要領
手順書

環境マネジメントシステム文書 改訂一覧						
改訂対象文書	改訂箇所	改訂内容	改訂理由			